

## 地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

### 1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号。以下「改正法」という。)により、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされた。

本政令案は、改正法の施行に伴い、上記政令で定める額を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

### 2. 改正の概要

- 普通地方公共団体の議会の議員個人による当該普通地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、300万円とする。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2)
- 地方自治法施行令第121条の2の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用するものとする。(市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成17年政令第55号)第41条の2)

### 3. 根拠条文

地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第36条第7項において準用する地方自治法第92条の2

### 4. 施行期日(予定)

改正法の施行の日(令和5年3月1日)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

普通地方公共団体の議会の議員が当該普通地方公共団体から支払を受ける請負の対価の総額の上限額は、  
三百万円とすること。  
(第二百二十一条の二関係)

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

地方自治法施行令第二百二十一条の二の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対  
価の総額の上限額について準用するものとする。  
(第四十一条の二関係)

第三 施行期日

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一百一号）の施行の日（令和五年三月一  
日）から施行するものとする。

政令第四十二号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条の二を第二百一十一条の二とし、第二編第三章中同条の前に次の一条を加える。

第二百一十一条の二 地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。

別表第三及び別表第四中「第二百一十一条の二」を「第二百一十一条の二の二」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額）

第四十一条の二 地方自治法施行令第二百二十一条の二の規定は、法第三十六条第七項において読み替えて準用する地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額について準用する。

#### 附 則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第百一号）の施行の日（令和五年三月一日）から施行する。

## 理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、普通地方公共団体の議会の議員が当該普通地方公共団体から支払を受ける請負の対価の総額の上限額を定める等の必要があるからである。

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第二条関係）	3

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第三章 議会</p> <p><b>第二百一十一条の二</b> 地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。</p>	<p>第三章 議会</p> <p>（新設）</p> <p><b>第二百一十一条の二</b> 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <p>② 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p>
<p>別表第三（<b>第二百一十一条の二</b>の二関係）</p> <p>（略）</p>	<p>別表第三（<b>第二百一十一条の二</b>関係）</p> <p>（略）</p>

別表第四(第百二十一条の二の二関係)

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	(略)

別表第四(第百二十一条の二の二関係)

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	(略)



○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額）</p> <p><b>第四十一条の二</b> 地方自治法施行令第二百二十一条の二の規定は、<b>法第三十六</b>条第七項において読み替えて準用する地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額について準用する。</p>	<p>（合併特例区の長の兼業が禁止されない法人）</p> <p><b>第四十一条</b> 地方自治法施行令第二百二十二条の規定は、<b>法第三十三条第六</b>項において読み替えて準用する地方自治法第四百四十二条に規定する合併特例区が出資している法人で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第二百二十二条中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第百一号）による改正後の条文）（抄）．．． 1
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）．．． 1
- 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第百一号）附則第三条の規定による改正後の条文）（抄）．．． 2
- 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）．．． 2

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一百号）による改正後の条文）（抄）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百十二条、第八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

第二百一十一条の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

②（略）

別表第三（第二百一十一条の二関係）

（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第四（第二百一十一条の二関係）

（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一百一号）附則第三条の規定による改正後の条文）（抄）

（合併特例区協議会の設置及び構成員）

第三十六条（略）

2～6（略）

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、「議会の適正な」とあるのは「合併特例区協議会の適正な」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）

（合併特例区の長の兼業が禁止されない法人）

第四十一条 地方自治法施行令第二百二十二条の規定は、法第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第四十二条に規定する合併特例区が出資している法人で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第二百二十二条中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。